

山形県告示第 270 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検 査 対 象 特 定 計 量 器	検 査 期 日		検 査 場 所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
山辺町	計量法施行令 第10条第1項 に規定する非 自動はかり、 分銅及びおも り	令和7年6月2日	午前10時から 午後2時30分まで	山 辺 町 中 央 公 民 館	一般社団法人 山形県計量協会
中山町		同 月3日	午前10時から 午後2時30分まで	中 山 町 役 場	
西川町		同 月5日	午前10時30分から 午前11時30分まで	西 川 町 役 場 大 井 沢 支 所	
		同	午後1時から 午後3時まで	西 川 町 役 場	
大江町		同 月10日	午前10時から 午後2時30分まで	大 江 町 民 ふ れ あ い 会 館	
河北町		同 月11日	午前10時から 午前11時30分まで	溝 延 研 修 セ ン タ ー	
		同	午後1時から 午後2時30分まで	河 北 町 民 体 育 館	
		同 月12日	午前10時から 午後3時まで		
朝日町		同 月13日	午前10時から 午後2時30分まで	朝 日 町 開 発 セ ン タ ー	
酒田市		同 月16日	午後1時から 午後3時まで	平 田 総 合 支 所	
		同 月17日	午前11時から 正午まで	定期船飛島勝浦港発着所	
		同 月18日	午後1時から 午後4時まで	八 幡 総 合 支 所	
		同 月19日	午前9時30分から 午前11時30分まで	広野コミュニティセンター	
		同	午後1時30分から 午後4時まで	松山農村環境改善センター	
		同 月20日	午前9時30分から 午後3時まで	酒 田 市 総 合 文 化 セ ン タ ー	
		同 月23日	午後1時から 午後4時まで		
		同 月24日	午前9時30分から 午後4時まで		
		同 月25日	午前9時30分から 午後4時まで		
		同 月26日	午前9時30分から 午後4時まで		
		同 月27日	午前9時30分から 午後3時まで		
川西町		同 年7月1日	午前10時から 午後2時30分まで	川 西 町 役 場	
		同 月2日	午前10時から 午後2時30分まで		
高畠町		同 月3日	午前10時から 午前11時30分まで	和 田 地 区 公 民 館	
		同	午後1時から 午後3時まで	糠 野 目 生 涯 学 習 セ ン タ ー	
		同 月4日	午前10時から 午後3時まで	屋 代 地 区 公 民 館	

検 査 区 域	検 査 対 象 特 定 計 量 器	検 査 期 日		検 査 場 所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称	
米沢市	計量法施行令 第10条第1項 に規定する非 自動はかり、 分銅及びおも り	同	月 7 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	上郷コミュニティセンター	一般社団法人 山形県計量協会
		同		午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	万世コミュニティセンター	
		同	月 8 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	窪田コミュニティセンター	
		同	月 9 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	西部コミュニティセンター	
		同	月 10 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	南部コミュニティセンター	
		同	月 11 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで		
		同		午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	東部コミュニティセンター	
		同	月 14 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	北部コミュニティセンター	
		同	月 15 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	米沢市役所北側車両倉庫	
遊佐町		同	月 17 日	午後 1 時から 午後 3 時 30 分まで	吹浦まちづくりセンター	
		同	月 18 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	遊 佐 町 民 体 育 館	
南陽市		同	月 22 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	南 陽 市 防 災 セ ン タ ー (沖 郷 公 民 館)	
		同	月 23 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで		
		同	月 24 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	南陽市勤労者総合福祉センター (ワトワセンター南陽)	
		同	月 25 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで		
小国町		同	年 8 月 1 日	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	小国町役場 (東側駐車場)	
飯豊町		同	月 4 日	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	飯豊町中部地区農村活性化センター (中 部 地 区 公 民 館)	
白鷹町		同	月 5 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	白 鷹 町 役 場 駐 車 場 A (西 側 駐 車 場) 車 庫 前	
上山市	同	月 6 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	上山市役所 (南側車庫棟前)		
	同	月 7 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで			
	同	月 8 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで			
寒河江市	同	月 18 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	西 部 地 区 公 民 館		
	同	月 19 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	寒 河 江 市 役 所 (重 機 車 庫 前)		
	同	月 20 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで			
	同	月 21 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで			
長井市	同	月 25 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	長 井 市 役 所 庁 舎 車 庫		
	同	月 26 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで			
	同	月 27 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで			

山形県告示第 271 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 4 日

山形県知事

吉 村 美 栄 子

検査区域	検 査 対 象 特 定 計 量 器	検 査 期 日	検 査 場 所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
米沢市	計 量 法 施 行 令 第 10 条 第 1 項 に 規 定 す る 非 自 動 は かり、分 銅 及 び お も り 並 び に 皮 革 面 積 計	令 和 7 年 6 月 2 日 から 同 年 12 月 19 日 まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の所在 場所又は指定定期検査機関 が指定する場所	一般社団法人 山形県計量協会
酒田市				
寒河江市				
上山市				
長井市				
南陽市				
山辺町				
中山町				
河北町				
西川町				
朝日町				
大江町				
高島町				
川西町				
小国町				
白鷹町				
飯豊町				
遊佐町				